

## 付録3 用語の解説

### 1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- (2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

### 2 売上高（収入額）

サービス産業を主産業とする事業所において、サービス等を提供した対価として得られたもの（消費税等の間接税を含む。）で、仕入高や給与などの経費を差し引く前の金額である。事業所の主産業以外の売上高（収入額）も含まれている。

（例）手数料，販売代，賃貸料

#### <売上高（収入額）に含めるもの>

- ・ 受託販売 ... 販売手数料収入
- ・ 委託販売 ... 委託先で販売した実際の販売額
- ・ 不動産代理業・仲介業 ... 代理手数料収入，仲介手数料収入など
- ・ 取次業 ... 取次手数料収入（クリーニングや写真（現像・焼付・引伸）などの手数料）
- ・ 自家消費・贈与 ... 商品や製品などを自家用に消費したり他人に贈与した場合には，金額に換算した額
- ・ 医療業・介護事業 ... 医療保険・介護保険からの受取保険料，利用者の自己負担など
- ・ 共済組合，年金基金などの社会保険事業団体の給付事業 ... 事務手数料収入など

#### <売上高（収入額）に含めないもの>

- ・ 預金・有価証券などから生じた事業外の利子・配当収入
- ・ 事業外で有価証券，土地や建物などの財産（資産）を売却して得た収入
- ・ 借入金
- ・ 本所・本社・本店などから支給される支所・支社・支店の運営経費
- ・ 個人経営の事業所の事業主や家族が勤めに出て得た勤労収入

#### <売上高（収入額）の計上時点>

- ・ 売上高（収入額）は，代金を受領した月でなく，サービス等を提供した月の売上高（収入額）を計上

（例）割賦販売については，サービス等を提供した月に計上

学習塾などで授業料を3か月分まとめて受け取った場合，授業を実施した期間（3か月）で均等割り

ソフトウェア開発などの長期にわたる事業については，進行状況に応じて計上

- ・ 売上高（収入額）は，月初めから月末まで1か月間を計上

### 3 事業従事者

当該事業所で月末に最も近い営業日に実際に働いている人（「派遣又は下請として他の会社など別経営の事業所で働いている人」を含まず，「派遣又は下請として他の会社など別経営の事業所から来てこの事業所で働いている人」を含む。）

（注）「結果の概要」では，“従事者”と略記している。

#### (1) 常用雇用者

期間を定めないで，若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は当月とその前月に18日以上雇用されている人をいう。

(2) 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員・正職員と呼ばれている人をいう。

(3) 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

(4) 臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者）

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいう。

(5) 他からの派遣・下請従業者

派遣又は下請として、他の会社など別経営の事業所から来てこの事業所で働いている人で、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら、この事業所で働いている人及び下請の仕事がこの事業所に来て行っている人をいう。

4 1事業所当たり売上高（収入額）

売上高（収入額）を推定事業所数で除したもの

$$1 \text{ 事業所当たり売上高（収入額）} = \text{売上高（収入額）} / \text{推定事業所数}$$

5 1事業従事者当たり売上高（収入額）

売上高（収入額）を事業従事者数で除したもの

$$1 \text{ 事業従事者当たり売上高（収入額）} = \text{売上高（収入額）} / \text{事業従事者数}$$

6 経営組織

(1) 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

会社や法人組織になっていない共同経営の場合も個人経営に含めた。

(2) 会社

株式会社（有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社をいう。ただし、外国の会社は除く。

(3) 外国の会社

外国で設立された法人の支店、営業所などのうち、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本に営業所などの所在地を登録したもの。なお、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加している、いわゆる外資系の会社は含んでいない。

(4) その他

会社以外の法人

会社以外で法人格を持っている団体をいう。

例えば、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、社会福祉法人、医療法人、更生保護法人、国民健康保険組合、共済組合、弁護士法人、監査法人、税理士法人などが含まれる。

法人でない団体

団体であるが、法人格を持たないものをいう。

例えば、国、地方公共団体、協議会などの事務所等が含まれる。

7 資本金

資本金又は出資金・基金の額であり、株式会社（有限会社を含む。）については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。